

申込用紙 2

a 令和5年度●再商品化義務量および委託申込量算定用紙

利1

利用事業者用

(中身製造事業者 小売・卸売業者等)

特定容器・包装を利用する 中身製造業者

- ★食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者



輸入業者

- ★中身を輸入した後に特定容器や特定包装を付す事業者
- ★特定容器や特定包装が付された商品の輸入を行う事業者



(なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は、製造事業者にも該当します。製造等事業者用の申込用紙も併せて記入してください)

利用事業者 とは…

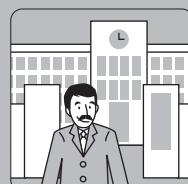
特定容器・包装を利用する 小売・卸売業者

- ★商品を販売する際に特定容器や特定包装を利用する事業者



その他

- ★購買部等で特定容器や特定包装を利用している学校法人、宗教法人
- ★テイクアウトに特定容器や特定包装を利用している飲食店など



ご記入にあたって（利用事業者用）

1. 計算方法は **自主算定方式** と **簡易算定方式** があります。

自主算定方式……基本の算定方式です

簡易算定方式……自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉9ページをご参照ください

2. 用途の例 総務省の日本標準産業分類(最新版)により用途を区分しています。

用途	詳細（例）
ガラスびん	食料品 牛乳、加工された食品
	清涼飲料、茶・コーヒー 豆乳、清涼飲料
	酒類 ビール・焼酎
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 化粧品
	上記以外の用途 小売時にその場で用いるびん
	PETボトル 食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料） しょうゆ、料理酒・クッキングワイン、乳酸菌飲料 ※食用油脂を含まず、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものに限る
清涼飲料	お茶、ジュース
酒類	焼酎、ワイン、みりん

用途	詳細（例）
紙容器	食料品 パンなど食料（小売店舗の敷地外で付されたもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー 内側がアルミの紙パック
	酒類 内側がアルミの紙パック
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料 洗剤、粉石鹼
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 化粧品の外箱・中身の緩衝材
	小売 手提げ、ギフト箱、小売時に用いる平袋
上記以外の用途	ペットフード、雑貨
紙包装	商品を包むために用いる用紙や新聞紙

よくあるQ&A（判断に迷う例）

Q 自社製造製品（パン）を、入れている袋の用途は？

- A 工場で製造し、同一敷地内で販売する ▶「小売」
工場で製造し、同一敷地外で販売する ▶「食料品」

Q 野菜の生産者が、小売店に納品する際に使う袋の用途は？

- A 収穫したまま無加工で袋詰めしている ▶「上記以外の用途」
野菜を加工して袋詰めしている ▶「食料品」

用途	詳細（例）
プラスチック容器	食料品 油（PET素材でも、プラとして扱う）、塩、砂糖 惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地外で付したもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー 清涼飲料等のキャップ コーヒー豆・コーヒー粉末 お茶・茶葉
	酒類 酒類のキャップ
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料 洗剤、漂白剤
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの 医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 シャンプー、歯磨き粉 化粧品のキャップ
	小売 レジ袋、テイクアウトの容器 惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地内に付したもの）
上記以外の用途	卵の容器、果物・野菜のネット袋など（無加工の自然物）
プラスチック包装	容器のラベル、トレイのラップ

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター（03-5251-4870）にお問い合わせください。

（ミシン目で切り取ってください）